

新旧対照表

○医療法施行細則

新	旧
<p>第1条～第27条 略</p>	<p>第1条～第27条 略</p>
<p>(定款及び寄附行為の変更の認可の申請) 第28条 省令第33条の25第1項及び第39条の24第1項に規定する申請書は、別記第33号様式によらなければならない。</p>	<p>(定款及び寄附行為の変更の認可の申請) 第28条 省令第33条の25第1項に規定する申請書は、別記第33号様式によらなければならない。</p>
<p>(定款及び寄附行為の変更の届出) 第29条 法第54条の9第5項(法第70条の18において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による定款又は寄附行為の変更の届出は、別記第34号様式の定款(寄附行為)変更届によってしなければならない。</p>	<p>(定款及び寄附行為の変更の届出) 第29条 法第54条の9第5項の規定による定款又は寄附行為の変更の届出は、別記第34号様式の定款(寄附行為)変更届によってしなければならない。</p>
<p>(事業報告書等の届出) 第30条 法第52条第1項(法第70条の14において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による事業報告書等の届出は、別記第35号様式によってしなければならない。</p>	<p>(事業報告書等の届出) 第30条 法第52条第1項の規定による事業報告書等の届出は、別記第35号様式によってしなければならない。</p>
<p>(解散の認可の申請) 第31条 省令第34条及び第39条の23に規定する申請書は、別記第36号様式によらなければならない。</p>	<p>(解散の認可の申請) 第31条 省令第34条に規定する申請書は、別記第36号様式によらなければならない。</p>
<p>(解散の届出) 第32条 法第55条第8項(法第70条の15において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による解散の届出は、別記第37号様式の医療法人解散届によってしなければならない。</p>	<p>(解散の届出) 第32条 法第55条第8項の規定による解散の届出は、別記第37号様式の医療法人解散届によってしなければならない。</p>
<p>第33条～第34条の3 略</p>	<p>第33条～第34条の3 略</p>
<p>(登記事項の届出) 第35条 政令第5条の12又は法第70条の15において読み替えて準用する法第56条の11の規定による届出は、別記第41号様式の登記届によってしなければならない。</p>	<p>(登記事項の届出) 第35条 政令第5条の12の規定による登記に関する届出は、別記第41号様式の登記届によってしなければならない。</p>
<p>第35条の2 略</p>	<p>第35条の2 略</p>
<p>(代表理事の選定等の認可の申請) 第35条の3 省令第39条の27第1項に規定する申請書は、別記第43号様式によらなければならない。</p>	<p>(病床の転換予定の届出) 第35条の3 省令附則第51条及び第52条第1項の規定による病床の転換予定の届出は、別記第43号様式の病床転換予定届によってしなければならない。</p>
<p>2 省令第39条の27第2項に規定する申請書は、別記第44号様式によらなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第36条 略</p>	<p>第36条 略</p>